

令和5年度「福祉拠点」自立相談支援機関実績

1 新規・プラン作成(再プラン含)数の推移

(件)

区 分	R5.4月	R5.5月	R5.6月	R5.7月	R5.8月	R5.9月	R5.10月	R5.11月	R5.12月	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R5年度 計
新規相談件数	60	59	63	65	58	68	99	43	51	46	54	74	740
(内訳)相談者種別													
本人	36	30	34	31	23	21	56	16	22	28	31	36	364
家族	7	7	10	7	6	6	3	6	9	5	5	3	74
知人	2	2	1	1	2	4	2	5	1	1	1	2	24
庁内関係部署	1	3	0	5	1	5	2	1	2	0	2	2	24
民生委員	1	2	1	4	3	2	1	1	0	1	1	7	24
社会福祉協議会	1	1	3	1	6	7	17	1	2	1	2	2	44
医療機関関係者	3	5	1	3	5	5	3	6	2	3	1	4	41
その他福祉関係者	7	6	9	10	7	11	8	2	11	5	6	13	95
他市町村の生活困窮者支援窓口	0	1	1	0	1	0	0	5	0	0	0	0	8
その他・不明	2	2	3	3	4	7	7	0	2	2	5	5	42
プラン作成数	35	33	43	32	29	32	25	24	31	29	24	30	367

2 新規相談件数の年代別・性別

(件)

区 分	R5.4月	R5.5月	R5.6月	R5.7月	R5.8月	R5.9月	R5.10月	R5.11月	R5.12月	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R5年度 計
年代別													
0～10代	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0	2	0	7
20代	3	4	4	3	3	3	5	1	1	3	3	5	38
30代	6	2	4	5	4	9	5	3	6	6	4	5	59
40代	12	12	9	17	8	9	18	9	7	5	5	9	120
50代	14	18	13	14	17	10	26	6	15	17	13	9	172
60代	4	5	9	2	13	14	15	4	8	7	5	12	98
70代以上	8	12	16	12	7	11	22	8	4	5	13	16	134
不明	12	5	8	12	6	11	8	11	9	3	9	18	112
計	60	59	63	65	58	68	99	43	51	46	54	74	740
再掲													
60～64歳	3	3	1	1	9	11	6	2	6	6	3	9	60
65歳以上	9	14	24	13	11	14	31	10	6	6	15	19	172
性別													
男	35	29	31	33	32	37	51	20	18	23	27	35	371
女	24	28	32	32	26	30	47	23	32	22	27	38	361
不明	1	2	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	8
計	60	59	63	65	58	68	99	43	51	46	54	74	740

3 主な内容(相談内容上位)

新規相談件数計	740 件
(内訳)上位10位	
就労支援	63 件
ひきこもり支援	62 件
経済的支援(制度照会)	51 件
病気、けが等	47 件
住居確保給付金	42 件
生活福祉資金貸付(社協)	39 件
生活支援	34 件
障害者支援	31 件
家庭内(離婚等)・近隣トラブル	29 件
生活保護	25 件
上記以外の件数	317 件

※年度累計

※住居確保給付金 … 自立相談支援機関が受付窓口である求職者支援制度

4 新規相談のうち主な連携先(連携先上位)

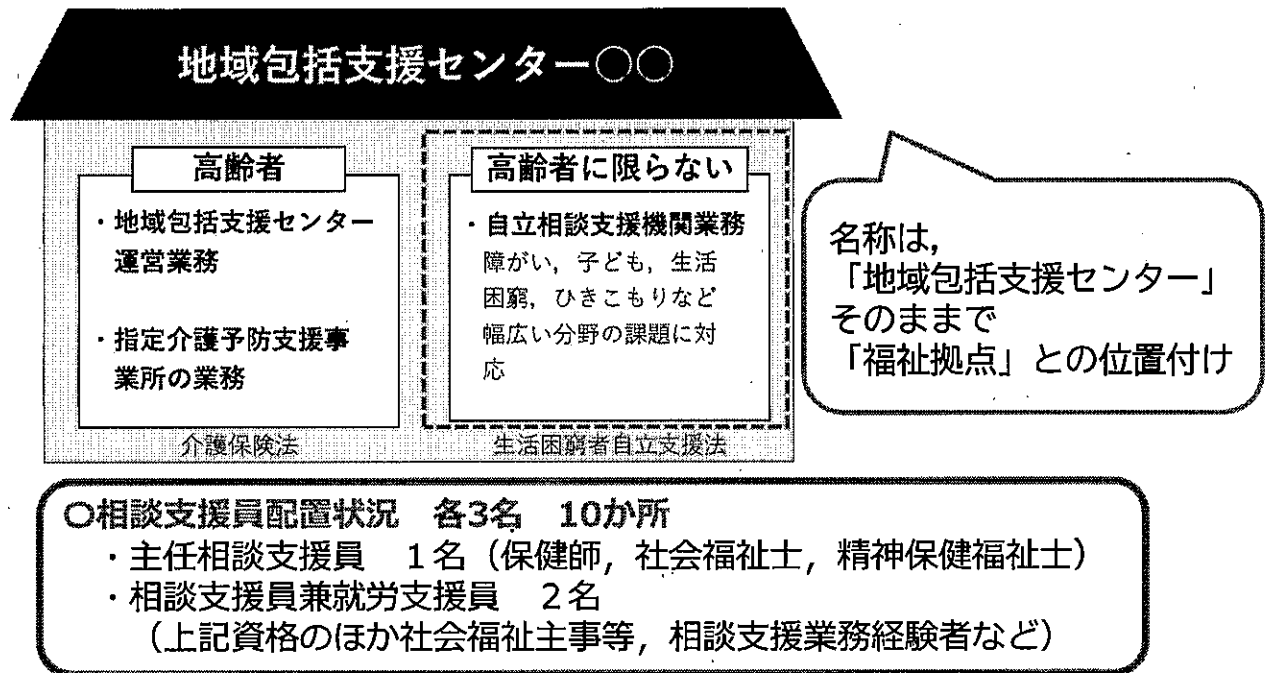
新規相談件数計	740 件
(内訳)上位10位	
市)生活保護担当課	74 件
包括(高齢)	43 件
医療機関	32 件
ハローワーク	31 件
法テラス・弁護士会等	24 件
居宅介護支援事業所	17 件
市内自立相談支援機関	15 件
障害者就労移行(継続AB)支援事業所	13 件
市)障がい保健福祉課	13 件
他障がい施設	11 件
社会福祉協議会	11 件
市)次世代育成課	8 件
上記以外の件数	448 件

※年度累計

※上記以外の件数には連携なしも含む

福祉拠点（自立相談支援機関）について

- ・令和4年度から市内10カ所に設置
- ・介護保険法の地域包括支援センターに自立相談支援機関を併設、函館市独自の定義で「福祉拠点」と位置付ける。



関連する事業の状況

- 中学生学習支援等事業
生困事業として、貧困の連鎖の防止を目的に実施
＜令和6年度から事業の拡充＞
 - ・定員を50名→100名
 - ・実施場所 1事業者5カ所→3事業者8カ所
 - ・世帯全体の生活面の相談支援を強化のため、保護者には、自立相談支援機関の相談支援
- 就労準備支援事業者の変更
(一般就労の前段階の就労支援事業)
 - ・NPO法人シゴトシンク北海道 (令和6～8年度)
- 関係機関との連携
法務少年支援センター (少年鑑別所) との連携 (令和5年～)
 - ・関係機関の依頼に応じ、専門性を生かして心理分析などを行う